

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する

## 政令案要綱

第一 環境への排出量等の把握に関する措置及び事業者による性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置の対象となる第一種指定化学物質として、四百六十二物質を指定すること。（第一条、第四条及び別表第一関係）

第二 事業者による性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置の対象となる第二種指定化学物質として、百物質を指定すること。（第二条、第六条及び別表第二関係）

第三 環境への排出量等の把握及び届出を行う義務を負う第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に、医療業を追加すること。（第三条関係）